

韓国併合および武断統治期における 朝鮮総督府の宗教政策¹

— 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して —

The Religious Policies of the Government-General of Chosen in
the Period of Japanese Annexation of Korea and Military Reign:

A Study through a Comparison between Western Religion and Non-Western Religion

韓 守 信

Sooshin Han

キーワード

韓国併合、武断統治、朝鮮総督府、宗教政策、非西欧系宗教、西欧系宗教、韓国人主導の宗教、宣教師中心の宗教

KEY WORDS

Japanese Annexation of Korea, Military Reign, Government-General of Chosen, Religious Policies, Non-Western Religion, Western Religion, Korean Initiated Religion, Missionary Centered Religion

要旨

本研究では、韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策についての分析を、非西欧系宗教と西欧系宗教との比較を通して行った。日本は植民地統治を円滑に進めるために、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。これは、この時期における朝鮮総督府の宗教政策に見られる特徴である。しかし、宗教政策の方法論は、とくに韓国人主導の宗教と宣教師中心の宗教とのあいだで顕著に異なっていた。すなわち、韓国人が主導する仏教と儒教に対しては、統制の内容と目的を明白に表した「直接的であらわな政策」であった。その一方で西欧系宗教、すなわち宣教師が中心となったキリスト教に対しては、裏側では執拗な圧迫と抑圧を加えながらも、表面的には政教分離の原則によって非政治化を求める「間接的で婉曲的な政策」であった。日本は西欧列強と

の関係に配慮せざるを得なかったので、宣教師の存在を無視できなかった。朝鮮総督府のキリスト教政策の方法や内容は、仏教政策、儒教政策に比べて大きく異なっていた。

SUMMARY

This study analyzes the religious policies of the government-general of Chosen in the period of Japanese Annexation of Korea and its military reign. It makes a comparison of policies toward Western religion and non-Western religion. Japan applied different methods toward each religion in order to achieve its colonial reign smoothly. This is the characteristic of religious policies by the government-general of Chosen in this period. The methods toward each religion, however, were clearly different, especially between the Korean-initiated religion and the missionary-centered religion. The policies toward Buddhism and Confucianism, which were initiated by Korean people, were so direct and straightforward that the regulating content and goals were clear and explicit. On the other hand, the policy toward Christianity, which was led by missionaries, was indirect and euphemistic. This is because the non-politicization was outwardly demanded on the principle of politico-religious separation even though the persistent pressure and oppression were behind the scene. Japan was under circumstances in which it could not help considering the relationship with the Western Powers, and therefore, was not able to ignore the interest of the missionaries. The method and detail of the Christian policy of the government-general of Chosen was considerably dissimilar to the policies toward Buddhism and Confucianism.

I. はじめに

「桂・タフト協定」と「第2次日英同盟」により、日本は米・英両国から韓国保護国化の承認を得た。² また、武力を背景に「第2次日韓協約」(乙巳条約、1905)を成立させ、統監府を設置した。³ 日本は、大陸侵略を進めるうえで韓国が重要な拠点になると理解していたので、韓国植民地化の勢いを増加させた。韓国を植民地として国土に編入することが最優先課題であったからである。そして、「韓国併合」(1910)以降は、植民地統治に必要な体制をより強固なものとして維持することに全力を注いだ。そこで、植民地支配を指揮、担当する統治機構として「朝鮮総督府」を開設した。総督府は、半島の「四国九州化」という大きな目標を達成するために、韓国人の主権奪還の意思や希望を根こそぎ排除する体制を構築した。⁴ とくに、韓国支配の初期段階である「韓国併合」から「三・一運動」までの時期において、韓国人の支配機構への参加を徹底的に阻止した。いわゆる「武断政治」と

呼ばれる軍事的な統治体制は、韓国の社会構造や価値観を摘み取る恐怖政治であった。⁵

総督府は、経済的な侵略も行った。まず、その一環として「土地調査令」(1912)を發布し、本格的な土地調査事業に取り組んだ。⁶ また、山林確保のための「林野調査事業」(1911)も実施し、私有権のあいまいな林野を強制的に日本の国有林とした。⁷ さらに、「同化」という理念を掲げ、民族的な文化や思想を統制した。統監府時代の「新聞紙法」(1907)をもとに言論・出版・教育の活動を厳しく取り締まり、学校教科書や一般書籍など、民族史に関連した書籍の発行と発売も禁止した。⁸ 「つねに独立の思想形成と運動展開の重要な拠点」との見解から、学校に対しては厳格な監視を加えた。⁹ 「朝鮮教育令」(1911)による臣民化教育は、その一端であった。¹⁰ 韓国の完全統治を目指した総督府は、可視的なものから不可視的なものまでも掌握しようとした。

宗教政策は、以上のようなコンテキストのなかで進められた。1915年8月に発表された「布教規則」は、まさしく総督府による宗教政策の決定版であった。¹¹ しかし、それが決定されるまでの過程は単純ではなかった。なぜなら、「布教規則」を定めるまでの総督府の宗教政策は、画一的でなかったからである。総督府は植民地統治を円滑に進めるために、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。これは、韓国統治における日本の宗教政策の特徴といえる。宗教政策の展開方法はそれぞれの宗教に対して異なっていたが、とくに韓国人主導の宗教と西洋人主導の宗教とのあいだでは顕著な相違点があった。

本研究は、韓国併合および武断統治期における総督府のキリスト教政策についての理解を深めようとする思いから始まっている。その方法として、非西欧系宗教(儒教、仏教)と西欧系宗教(キリスト教)を比較し、相対化する。なぜなら、総督府のキリスト教政策を検証するには、この時期の宗教政策を包括的に理解することが前提となるからである。これにより、韓国キリスト教が総督府との関係のなかで直面した状況や課題が浮かび上がってくると判断する。植民地統治の一環として施行された宗教政策の方法論や手法が、その対象宗教のアイデンティティや歴史的背景によって相違したことを念頭に置くことによって、当時の韓国キリスト教会の立場や領域がさらに明瞭に把握されうる。

したがって本研究は、あくまでも韓国キリスト教会史の考察である。換言するなら、総督府の宗教政策に焦点をあてるが、単なる宗教政策史の研究ではないということである。本研究は、総督府の宗教政策を宗教別、並列式に扱ってきた先行研究とは異なる。本研究における試みを通して、当時の韓国キリスト教会の社会的状況や活動範囲を新たな角度から理解したい。

Ⅱ. 仏教に対する政策

総督府は仏教に対しては、「朝鮮ノ寺刹ハ其ノ創立ノ端ヲ新羅高句麗及百濟三国対立ノ際ニ啓キ高麗朝ニ至テ最隆盛ヲ極メタリ然レトモ李朝ノ中期ヨリ揚儒抑佛ノ風漸ク起リ……殆ト顧ミラレサルノ現象ヲ呈セリ仍テ是等ノ欠陥ヲ補ヒ寺刹ノ本能ヲ完カラシメム」という立場にあった。¹² ゆえに、総督府は韓国仏教の再興という名目をうちたて、「保護政策」によって管理する政策にでた。そのような状況において、韓国人と日本人が仏教の発展について話し合う機会を積極的につくろうとする仏教擁護会が、親日派の李完用（イ・ワニョン）の指導のもとで結成された。¹³ 仏教擁護会の活動は、総督府の本音に応えるかのようなものであり、総督府にとって絶好の状況を生み出した。

このような追い風をうけた総督府は「寺刹令」（1911、6）を公布し、韓国仏教を管理する体制をつくりあげた。¹⁴ この法令は、1899年12月に文部省が第14回帝国議会貴族院へ提出した「第一次宗教法案」を参考にして作成したものであった。¹⁵ ちなみに、「第一次宗教法案」は仏教界の激しい反対をうけ、「出席議員221人中、賛成100人、反対121人」で否決された法案であった。¹⁶ にもかかわらず、総督府はその法案をもとに植民地における仏教法案を作成し、何らの問題に直面することもなく迅速に履行した。この事実は、決して看過してはならない。なぜなら、「寺刹令」が成立した背景と過程をとおして、植民地に対する総督府の基本的姿勢がうかがえるからである。すなわち、本土で仏教界の反対運動により否決された宗教法案を半島において実践することに、総督は何らの躊躇もなかったということである。いずれにせよ、「寺刹令」により、朝鮮総督府は植民地における寺院を管理下におさめた。総督府は、寺院の存続から活動に至るまでの詳細な部分までも統制した。

総督府みずからは、「寺刹令」の要旨が「（一）寺刹ノ保存ニ必要ナル規定ヲ設ケ（二）寺刹ノ主管者タル住持ノ職掌ヲ明カニシ（三）寺刹内部ノ規律ヲ肅正シテ僧尼ノ行座臥共ニ濫行ナカラシムル為寺法ヲ定メテ認可ヲ請フヘキモノトナシ（四）寺有財産ノ散逸耗費ヲ防止スルノ方法ヲ設クルニ在リ」であるとの見解を示した。¹⁷ この要旨に目を通すだけでは、総督府が韓国仏教に規制を加えたというよりも、むしろその再興と発展を積極的に促したとしか見えてこない。

しかしながら、「寺刹令」の条文をくわしく検討してみると、総督府の狙いが歴々と見えてくる。とくに、その第一条、第二条、第五条、そして第七条をとおして、その真意が浮き上がってくる。¹⁸ 総督府は、「寺刹ヲ合併、移転又ハ廃止」について規定しながらも、新たな寺刹の創設について言及しなかった（第一条）。¹⁹ そして、寺刹の基址と伽藍を「伝法、布教、法要執行及尼僧止住ノ目的」のみに限って使用するよう定めた（第二条）。²⁰ それは、寺刹と仏教徒とのあいだに一定の距離を置こうとしただけでなく、

独立運動家などの避難所としての機能を奪うためであった。また、寺刹の財産は総督の許可なしに売買、処分できないようにした（第五条）。²¹ これは単純に寺刹財産の管理と理解できるが、第二条との関連から理解するなら、寺刹の財産が独立運動など韓国人の民族運動の資金元にならないようにする意図があったと読みとれる。さらに、「寺刹令」に明記していない予想外の突発的なことにも事前に対応した（第七条）。²²

それからまもなく、総督府は「寺刹令施行規則」（同年7月）を定めた。²³ 「寺刹令」と同日施行された全八条からなるこの法令では、住持の選抜方法や交替手続きなどを寺法として規定するように求めた（第一条）。²⁴ また、三十本山を規定し、本山の住持になるには総督の許可を、それ以外の住持になるには地方長官の許可を得るように定めた（第二条）。²⁵ さらに、住持には身分、年齢、修行履行書を提出するように求め（第三条）、それぞれの任期を基本的に三年までとした（第四条）。²⁶ さらに加えて、住持の犯罪、その他の不正行為、職務怠慢の際には、住持の役職に対する認可を取り消すこともできるようにした（第五条）。²⁷ これにより、韓国全土に存在する1300余りの寺院が、総督府を頂点にしたピラミッド的な枠組みの中で一括管理されるようになった。

これらの「寺刹令」、「寺刹令施行規則」に対して、それまで韓国内において疎外されてきた仏教界は素早い反応を示した。²⁸ なぜなら、それまで失われていた仏教界の社会的位置を回復しようとする意欲があったからである。実際、両法令により、僧侶の身分は保証され、独立自営の住持制から布教活動も活発になるという肯定的な側面もあった。

しかし、ここでしっかり押さえておきたい事実は、総督府の真の狙いは仏教界の育成ではなかったという点である。すなわち、韓国仏教の「再興」、「保護」という名目で遂行された政策は一貫して、僧侶の数や財産の多少をはじめとする寺刹に関わる詳細を把握することを目的としていた。つまり、円滑な植民地支配を展開するために、仏教界を厳しい管理体制下に置いたに過ぎなかった。²⁹ その結果、総督府に対する仏教界の不満と反発がしだいに広がり、増加した。³⁰

Ⅲ. 儒教に対する政策

総督府は儒教に対しても、仏教政策と類似した管理政策を展開した。儒教の人間観や倫理観が植民地政策に有用であると判断したからであった。総督府は、統監府時代からの政策をもとに親日家を育成した。そして、日本式儒教の移植と親日団体への援助を続け、支配層にある儒林との積極的な接触を図った。³¹ 韓国の全土にいる9811名の儒生、また孔子など儒教の道德訓に忠実であると判断した3209名に、明治天皇からの下賜品を提供した。³² 儒教界の士気を高めるためであった。総督府は「宗教はそれが仏教であれ、

儒教であれ、キリスト教であれ、……これは、人間一般が霊的もしくは物質的に向上するのを基本目的としている」という立場から、基本的に儒教を宗教として認識していた。³³

しかし、総督府は具体的な政策の展開において、韓国儒教の教育体系が「旧学」であると規定し、儒教の教育機関を自らの管理下においた。すなわち、儒教の教育機関を総督府の管理しやすいように整理し、自らに不都合な部分は果敢に処分する方法を選んだ。対象となったのは、「成均館」、「郷校」、「書堂」であった。³⁴ その中でもとくに、「経学院規定」(1911)という法的根拠をもとに「経学院」を設立したことは、総督府の儒教政策の象徴であった。³⁵ それまでは、儒教の最高教育機関として「成均館」が存在していた。それにもかかわらず、総督府は「成均館」の教育的機能を強制的に剥奪し、官営の「経学院」を強引に設立した。「経学院」の設立には、天皇から下賜された臨時恩謝金25万円が用いられた。³⁶

総督府が「経学院」を設立した理由は、建前では「儒教の古典を継続して研究し、中国賢人たちのための祭祀を執り行い、国民の徳性向上を助けるため」であった。³⁷ しかし、その重点は、儒教の最高教育機関を思惑通りに運営するところにあった。実際に、「朝鮮総督ハ各道ニ於テ学識徳望アル者ヲ講士ニ挙ケ経学院ニ列セシム」(第三条)、「基本財産ハ土地、建物、国債証券又ハ確實ナル有価証券若ハ銀行預金トシテ之ヲ保管スヘシ基本財産ハ朝鮮総督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ処分スルコトヲ得ス」(第十五条)、「大提学ハ毎会計年度歳入歳出予算ヲ調製シ年度前朝鮮総督ノ認可ヲ受クヘシ予算ノ追加又ハ更正ヲ為サムトスルトキ亦同シ 大提学ハ毎会計年度歳入歳出決算ヲ其ノ年度後三月以内ニ朝鮮総督ニ報告スヘシ」(第十六条)を見れば、総督府の立場が明らかになる。財産管理や会計活動を指揮下に置き、朝鮮総督の推挙によって各道から選んだ者に経営させたのは、韓国人による自主的な儒教研究を妨げるだけでなく、それまでの歴史と自主性から切り離すためであったと判断しても良からう。

つぎに、「郷校」に対しては、その莫大な財産を没収する政策を実践した。「郷校」は、各郡に設置された巨大な施設であり、郡内において儒学を研究する知識人、すなわち士林たちが集まる祭教一致の場所であった。その財産は、朝廷から与えられた学田とそれぞれの儒家の財産を合わせたものに、士林たちが年ごとに負担する経費を加えた莫大なものであった。これは、儒林が李王朝500年間のあいだ支配階級として存続し続けるための、堅固な物的基礎であった。³⁸ 総督府が「郷校」を中心とした地方儒林を押さえ込む必要性を感じ、その財産を地方官庁に強制帰属させる「公立普通学校費用令」(1911)を定めたのは、以上のような事情があった。³⁹ また、これと同時に、総督府は「公立普通学校費用令施行規則」を制定し、予算から財産に至るまでの財政に関することがらに詳細に触れた。⁴⁰ その結果、郷校財産は総督府に管理されるようになり、郷校は次第に荒廃、衰退していった。士林たちが集まる祭教一致の場所としての郷校の位置と役割は、弱化の道をたどった。

さらに、「書堂」に対する規制にも着手したが、それは「成均館」と「郷校」のに比べると緩やかであった。「遽かに之が廃絶を図るは時宜に適さざるものあるを以て、徐々に之を改良発達せしめる方針」からであった。⁴¹「書堂」は民衆の初等教育機関として、全国各地に存在していた。1912年当時においては、普通学校の増設にともない減少傾向にありながらも、「書堂」の数は16,540にものぼっていた。⁴²にもかかわらず、総督府が「書堂」に対して緩やかな規制を加えた理由は、「書堂」には堅固な財政基盤などないうえ、その教育内容が漢文の素読、習字、日常知識の教授という旧習にとどまっていたからであった。しかし、国語や算術などの普通教育を与える「書堂」の数が増えていくにつれ、総督府の懸念は次第に強まっていった。なぜなら、「不健全ナル私立学校」に類似する授業を行う「書堂」が増加していくことを快く思わなかったからであった。⁴³そこで、「書堂」に対する法令の整備に本格的に取り掛かかり、「書堂規則」(1918)を発表した。⁴⁴ここには、「書堂」の把握と管理だけでなく、そこで培養されうる抗日運動の芽を摘もうとする意図があった。これにより、初等教育機関として民衆の教育と密接に関わっていた「書堂」は劣勢に追い込まれた。厳しい監視と取り締まりのもと、「書堂」での韓国語と韓国史の教育は禁止され、日本語の教育が強化された。

Ⅳ. キリスト教に対する政策

1. 「韓国併合」以前

韓国が大陸侵略を進めるうえで重要な拠点になると理解していた日本にとって、半島の植民地化は最優先課題であった。ゆえに、日本は韓国人の抵抗を抑え込む警察機構の整備にとりかかり、韓国を隷属化させる政策をつぎつぎと実行した。このような状況において、韓国人の宗教を直接的には取り締まる余裕はなかった。「宗教取締ニ関シテハ明治三十九年統監府令第四十五号ヲ以テ内地人ノ宗教宣布手続ヲ一定ニシタル外朝鮮人及外人ノ宗教ニ関シテハ何等法規ノ據ルヘキモノナキ為宣布所濫設ニ互ルノ弊アリ……。」⁴⁵日本は、保護国である韓国における宗教に対して厳格な法的規制を加える段階にはなかった。というよりも、韓国人の宗教を取り締まる立場になかったと判断するのが、より適切であり説得力があろう。なぜなら、1889年に発布された「帝国憲法」はあくまでも日本臣民を対象にしたものであり、保護国民である韓国人は憲法の範疇に含まれていなかったからである。つまり、帝国憲法第28条「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」を、韓国人に適用することは不可能であった。

しかしながら、保護国における宗教政策の必要性を切実に感じた日本は、半島内の宗教を意識した。とくに、19世紀末から西欧のプロテスタント宣教師によって力をつ

けつつあったキリスト教に対して、肯定的な認識を持っていなかった。それは、豊臣秀吉以来、数百年間にわたるキリスト教邪教観もしくは外道観に由来する意識であった。そのうえ、キリスト教によって韓国の民族意識がさらに高揚すれば、日本の半島侵略と統治に大きな障害になると考えていたからであった。天皇を頂点とする枠組みをやったの思いでつくりあげた日本にとって、いずれ植民地として手中に収めるであろう韓国でキリスト教が隆盛になるのは、どうしても避けなければならなかった。すなわち、たとえ保護国の事情が日本国内と異なったにしても、半島におけるキリスト教にどのように向き合うべきかは、日本にとって重要な課題であった。

にもかかわらず、統監府は韓国人の宗教に対しては何らの規制も加えず、在韓日本人の宗教のみを取り締まる法規「宗教ノ宣布ニ関スル規則」(全8条、1906)を整備した。⁴⁶ これは在韓日本人の宗教活動を管理する名目で制定されたものの、併合後に展開する宗教政策の明らかなる下地となった。さて、ここで注目したいのは、第一条に「帝国ニ於ケル神道仏教其ノ他宗教ニ関スル教宗派ニシテ」とされている点である。すなわち、「キリスト教」という表現を避け、あえて「其ノ他宗教」という表現を用いたのはなぜかという点である。

統監府は、キリスト教をじかに標的とする政策をとらなかった。その理由は、色々な角度から推察できる。まず、日本は歴史的に神道や仏教などの非西欧的な宗教と深い関わりを持ってきた事実から、それらの東洋的宗教に親密な立場を一つ目の理由として挙げることができる。また、これに関連した理由として、キリスト教の本質を十分に理解していなかったからとの指摘も可能である。しかし、これらの理由は、日本が「其ノ他宗教」と記した背景として理解するには不十分である。統監府が「宗教ノ宣布ニ関スル規則」に「其ノ他宗教」という表現を用いた理由と背景を理解するためには、何よりも、明治維新(1867)から三教会同(1912)に至るまでのキリスト教に対する日本政府の政策を見なければならない。

日本の世界進出と近代化にとって、キリスト教は否が応でも克服せねばならない存在であった。実際、明治政府が「太政官布告第68号」(1873)によってキリスト教禁制の高札をやむを得なく撤廃した背景は、まさしくそこにあった。明治維新以降、日本政府は一貫して「キリスト教を天皇制確立の中で有害無益な宗教と考え、これを抑圧するか、あるいは無視してきた。」⁴⁷ しかし、「下関条約」と「ポーツマス条約」によって念願の不平等条約撤廃を果たす過程のなかで、日本のキリスト教政策は徐々に転換していった。そして、「天皇制家族国家に属するものに対してふさわしい態度ではない」という理解がされるようになり、三教会同を通してキリスト教を神道、仏教と同等に一視同仁の態度で扱うようになった。⁴⁸

日本の韓国支配は、キリスト教国であるアメリカとイギリスの容認があったために可能であった。ゆえに、「宗教ノ宣布ニ関スル規則」がいくら日本人を対象にした法令であるとしても、仮にそれがキリスト教に対する厳しい規制となるならば、米英の両国が何かしらの形で注文をつけてくるかも知れない。つまり、このようなある種の政治的配慮、もしくは心理

的な負担があった。また、19世紀末から韓国で活動しているプロテスタント宣教師の大半が西欧列強の象徴ともいえるアメリカ人であったので、それに伴う苦慮が少なからずあったとも判断できる。統監府はキリスト教に関して、政治的なことと宗教的なことを区別することで対処した。これは、初代統監であった伊藤博文が1906年2月に行ったメソジスト教会監督のハリス(M. C. Harris)との会談で、「政治上一切の事件は不肖之れに任さらんも、今後朝鮮に於ける精神的方面の啓蒙強化に関しては、冀くは貴下等其任に当られよ、斯くてこそ朝鮮人民誘導の事業は初めて完きを得べし」と言ったことから明らかになる。⁴⁹

まだ正式な植民地ではなかった保護国において、統監府のキリスト教政策は否が応でも西欧列強との関係に配慮せざるを得なかった。総督府は、植民地支配を全うするには宣教師の支持が必要であると考え、できる限りの範囲で友好的な態度を示した。例えば、宣教師に対して、在韓の英米外交官が有していた治外法権と極めて類似した特権を認めた。また、彼らが宗教の目的で使用する土地には課税をせず、教会が所有する田畑や宣教師が所有する住宅と土地を免税の対象にした。⁵⁰ さらに、「政教分離」の原則をもとに、政治に関与しないという条件で宣教師の布教活動の自由を容認した。統監府のこのような動きの裏側には、宣教師をつうじた韓国教会の非政治化に対する期待があった。キリスト教から政治的、社会参与的な側面が消えることへの願望があった。「平壤大復興運動」(1907)に象徴される韓国教会の非政治化の歩みには、このような背景があった。

その一方で統監府は、韓国政府をとおしてキリスト教に規制を加えた。これは、当時の韓国政府には多数の日本人がおり、操作が十分に可能な親日政権であったから可能であった。⁵¹ 学校の設立と存続に学部大臣(当時、李 載昆 / イ・ジェゴン)の認可を求める「私立学校令」(1908)が制定されたのは、このような背景があった。⁵² 立法による教育分野の規制は、主として宣教師が設立したキリスト教系の私立学校を念頭に置いたものであったと考えられる。

2. 「韓国併合」以後

西欧系宗教としてのキリスト教に対する総督府の政策は、西欧列強との関係のなかで慎重に推し進められた。それは、統監府時代から政策を引き継いだもの、すなわち、教会から政治的な関心と志向を取り除こうとする政策であった。しかしながら、総督府のキリスト教政策は、仏教政策や儒教政策と異なっていた。なぜなら、キリスト教の中心的指導者は西欧からの宣教師であり、キリスト教に対する規制はその背後にある西欧の国々を牽制することになりかねないからであった。ゆえに、総督府は、西欧列強との関係に細心の注意を払うとともに、慎重な政策を展開しなければならなかった。

植民地支配を全うしようとした総督府にとって、教会は目障りな存在であった。しかしながら、韓国統治を円滑に前進させるためには、クリスチャンの支持が必要とな

ると判断した。そこで、総督府は、キリスト教に対して友好的な態度を示すよう心掛けた。もっと正確な表現を用いるなら、教会に対して敵意を示さないように心掛けたという方が適当であるかも知れない。いずれにせよ、総督府はキリスト教との接触を積極的に図った。例えば、日韓の親善関係という名目で韓国キリスト者を日本に遊学させた。韓国YMCAの前身であった「皇城基督教青年会」への寄附も行った。また、その関連事項として、日本組合教会の韓国伝道を機密費によって援助したことが挙げられる。⁵³

総督府が宣教師との友好的な関係形成に力を入れたため、宣教師は徐々に日本の植民地支配を受け入れる方向へと傾いていった。その中でもとくに、長老派外国宣教委員会の総務であったブラウン (A. J. Brown) が、在米日本大使館へ送った書簡に、「日本の統治は、韓国がその他の国に統治されるよりも遥かに好ましく、韓国が自らの手で治めるよりも遥かに好ましい」と記したのは刮目に値する。⁵⁴ ただし、大半の宣教師のこのような日本認識は積極的で好意的な姿勢から発したものではなかったことに注意せねばならない。それはあくまでも、教会の公的態度がどうあるべきかについての会議で、「敵対」、「無関心」、「協力」、「忠誠」の四つの選択肢から「忠誠」の立場をとった結果に過ぎなかった。⁵⁵ もちろん、なかには日本の植民地統治に反対するものもいた。いずれにせよ、この公式決定により、宣教師は韓国キリスト者に抗日運動などの政治的な動きを抑えるように求めた。「平壤大復興運動」(1907)などに象徴される韓国教会の非政治的な傾向はさらに強まった。

にもかかわらず、総督府は教会内に抗日勢力がいるとの疑いを捨てることができなかった。というのも、礼拝をはじめとする霊的な活動の意味を理解する素地を備えていなかった総督府の関係者には、クリスチャンの集会在非常に危険な政治運動を培養すると思えたからであった。総督府は、北部地方のキリスト教信者が日本の同化政策を妨げる中心勢力であると判断した。⁵⁶ そして、キリスト教から政治的、社会参与的な勢力を積極的に排除する動きをとった。1911年の「安岳事件」(アナク事件)や「105人事件」は、このような背景から引き起こされた。

まず、「安岳事件」は、黄海道一帯の民族運動家が総督府によって大々的に検挙された事件であった。当時、黄海道などの韓国の西北地域は、キリスト教の組織ではなかったが会員の大半がクリスチャンであった「新民会」など、教会勢力を網羅した民族運動の拠点であった。⁵⁷ 「安岳事件」の背景には、民族運動の息の根を止めようとする総督府の強い意志があった。多くの抗日運動家は、非暴力的に独立の意思を果たそうとしていた。しかし、武力運動による解決を主張した安明根 (アン・ミョンゲン) ⁵⁸ は、武官学校の設立のための資金を募っていた。その事実を知った総督府は、その資金が寺内総督を暗殺するための軍資金であると判断し、その計画や過程を過大にでっち上げ、安明根をはじめとする160余名を検挙した。

これにより、「韓国併合」以来、植民地における統治体制の確立と治安維持に最大の

関心を注いできた総督府は、キリスト教会の政治的、社会的な動き、とくにクリスチャンを中心とした愛国啓蒙団体の活動の所在を把握するに至った。それは、総督府が彼らを一斉弾圧、検挙する絶好の口実になった。これは、「安岳事件」が「105人事件」の捏造へと発展した理由と背景であった。

いわゆる「寺内総督暗殺未遂事件」として知られている「105人事件」の裁判は、1912年6月28日から1913年10月9日にわたって行われた。被告には弁護士が立てられたが、被告と弁護士が面会する時間はほとんどなかった。そして、弁護士には、裁判前に検察側の資料を調査する十分な時間も与えられていなかった。裁判には一人の証人も召喚されず、ただ拷問による自白書のみが証拠として用いられた。⁵⁹

さらに総督府は、この事件には宣教師が直、間接的に関わっているとの嫌疑までもかけた。このような手口は、「政治的な中立を標榜し『権威への服従』を説教していた宣教師たちには、衝撃のほか何ものでもなかった。さらに、総督政治に同情的であった一部の宣教師にとっては、青天の霹靂でしかなかった。」⁶⁰ 宣教師は総督府に反発し、「105人事件」の真相究明に乗り出し、その虚構性を世界に訴えた。とくに、当時、YMCA総務であったジレット (P. L. Gillett) は、手紙とともに事件の関係資料を海外に発送し、事件の真相を明らかにした。⁶¹ その結果、国際世論は総督府にとって不利な方向へと傾いていった。総督府は、99人を無罪として釈放、6人を有罪と判決することによって、この事件を処理した。その後の1915年2月、有罪判決を受けた6人は特赦で釈放された。「安岳事件」から「105人事件」までの一連の過程は、クリスチャンを中心とする民族運動や教会の政治的、社会的な活動に対して、総督府がどれほど敏感であったかを顕著に示している。それとともに、そのキリスト教政策は、宣教師の存在を度外視する方法では成り立たなかったことを明示している。

クリスチャンの政治的、社会的運動を封じ込めようとした「105人事件」の失敗により、総督府には方法論の修正が必要となった。そこで、キリスト教の取り締まりと抑圧という意図があからさまに表れない方法と取りはじめた。それは、統監府時代と「韓国併合」直後にとった方法への回帰であった。総督府は、教育分野の規制によりキリスト教を圧迫するため、「朝鮮教育令」(1911)の精神を強調した。⁶² そして、1915年3月、それまでの「私立学校規則」⁶³を改正し、いわゆる「改正私立学校規則」⁶⁴を発表した。この法令において、とくに注目すべき点は二つある。一つは、私立学校における宗教教育を封じるために、教科課程を定めた点であった。「普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校又ハ専門学校ニ非スシテ普通教育、実業教育又ハ専門教育ヲ為ス私立学校ノ教科課程ハ普通学校規則、高等普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則又ハ専門学校規則ニ準シ之ヲ定ムヘシ 前項ノ場合ニ於テハ普通学校規則、高等普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則又ハ専門学校規則ニ規定スル以外ノ教科

課程ヲ加フルコトヲ得ス」(第六条ノ二)。もう一つは、私立学校の教員資格を認可する際の基準を厳しくしたことである。すなわち、「普通教育、実業教育又ハ専門教育ヲ為ス私立学校ノ教員ハ国語ニ通達シ且当該学校ノ程度ニ応スル学力ヲ有スル者タルヘシ但シ初等ノ普通教育ヲ為ス私立学校ノ教員ハ別ニ定ムル試験ニ合格シタル者、教員免許状ヲ有スル者又ハ朝鮮総督ノ指定シタル学校ヲ卒業シタル者ニ限ル」(第十条ノ二)。

総督府は、「改正私立学校規則」により、私立学校における宗教教育を禁止するだけでなく、日本語教育を強化した。これは、「朝鮮教育令」にある帝国教育の本旨の強調と回復を意図したものであった。当時の学務局長は「私立学校規則」の改正について、つぎのような見解を示した。

普通教育・実業教育又は専門教育を施す私立学校に在ては其の教科課程は必ず普通学校規則・高等普通学校規則・女子高等普通学校規則・実業学校規則又は専門学校規則に準じ之を定むべしとなし、其の規則に規定せる以外の教科課程を加ふることを得ずとなり。……其の結果学校に於て宗教教育を施し、又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるに至りたるものとす。⁶⁵

ここからも明白なとおり、いわゆる「改正私立学校規則」は徹底した政教分離政策によって、宗教を教育の外に追いやることを目的としていた。⁶⁶ しかし、その裏面には、宗教教育を行う私立学校の弱体化を目指そうとする狙いがあった。なぜなら、キリスト教系の私立学校が、相当数の割合で存在していたからであった。⁶⁷

この法令により、将来のクリスチャン指導者を排出するキリスト教系の私立学校は、非常に重大な岐路に立たされた。しかし、その対応は、教派によって歴然と異なった。メソジスト教会は、総督府の方針に従うことによって学校を存続させることに重きを置いた。なぜなら、何よりも学校の全廃を避けようとしたからであった。すなわち、たとえ宗教教育と儀式を続けることが出来なくなるとしても、学校の存続を通じた宣教の潜在的作用と間接的效果があると判断した。一方、長老派教会は、宗教教育と儀式を行うことが私立学校の目的と意義であるという立場を守ろうとした。それゆえに、普通学校ではない各種学校に転換し、宗教教育と儀式を継続する決断を下した。険しい試練に直面した韓国教会は、それ以降、沈黙を守り続けた。しかしながら、その間に「三・一運動」(1919)で明らかとなる重要な役割を果たす力を培った。

V. おわりに

韓国併合および武断統治期における日本の韓国キリスト教政策は、半島における完全で

絶対的な支配体制の構築という一貫した方向性と目的のもとで進められた。まず、統監府は、韓国宗教に対して積極的な政策を展開しなかった。なぜなら、保護国である韓国の宗教を帝国憲法に依拠して規制する権限が日本にはないうえ、韓国を植民地として国土に編入することが日本にとって最優先課題であったからである。しかし、日本は韓国政府に自らにとって優位な法令や警察機構を整備させる一方で、在韓日本人の宗教を取り締まる法規を整備した。それは、併合後に展開する宗教政策に備えるためであった。つぎに、「韓国併合」から「三・一運動」に至るまでの時期における日本の宗教政策は、統監府期の政策に比べると、宗教を積極的に規制しようとする姿勢が著しく表れていた。しかしながら、非西欧系宗教であるか西欧系宗教であるかによって、その具体的な方法には大きな相違があった。

本研究では、韓国併合および武断統治期における対韓国キリスト教政策についての分析を、非西欧系宗教（儒教、仏教）と西欧系宗教（プロテスタント教会）との比較を用いて行った。韓国の「四国九州化」という大きな目標を掲げていた日本は、植民地統治を円滑に進めるために、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。これは、韓国統治における日本の宗教政策の特徴である。それぞれの宗教に対する政策の方法論は、とくに韓国人主導の宗教と宣教師中心の宗教とのあいだで顕著に異なっていた。すなわち、韓国人が主導する非西欧系宗教に対しては、統制の内容と目的を明白に表した「直接的であらわな政策」であった。その一方で西欧系宗教、すなわち宣教師が中心となったキリスト教に対しては、その裏側では執拗な圧迫と抑圧を加えながらも、表面的には教政分離の原則から非政治化を求める「間接的で婉曲的な政策」であった。これは、非西欧系宗教に対しては「寺刹令」、「寺刹令施行規則」、「経学院規定」、「書堂規則」という法令で規制を加えた一方で、西欧系宗教はいわゆる「改正私立学校規則」という法令で規制した事実から明らかになる。

非西欧系宗教と西欧系宗教に対する日本の理解と態度は、明白に異なっていた。それは、当時の日本国内の状況を見てもはっきりする。脱亜入欧というスローガンを掲げていた日本は、西欧列強との関係に重きを置いていた。ゆえに、韓国併合および武断統治期における日本のキリスト教政策は、西欧列強を強く意識するなかで展開された。すなわち、日本は西欧列強との関係に配慮せざるを得ない構造のなかで、宣教師の存在を無視できない立場にあった。韓国における日本のキリスト教政策の展開方法や内容は、仏教政策、儒教政策に比べて大きく異なっていた。

注

本論文は、2004年3月30日に関西学院大学で開催された日本基督教学会近畿支部会における研究発表に加筆・修正したものである。

- 1 本研究において、「朝鮮総督府」を「日本」と表記することもある。なぜなら、「韓国併合」により日本の植民地となった韓国の日本認識と理解は、基本的に朝鮮総督府というフィルターを通してなされたからである。
- 2 「桂・タフト協定」の要旨はつぎの3点からなる。1) 日本はフィリピンに進出せず、アメリカの支配を認める。2) 東アジアの平和を保つため、日・米・英の三国は同盟関係を維持する。3) 日露戦争の原因となった韓国は日本が支配する。また、「第2次日英同盟」では次の2点が確認された。1) イギリスは、韓国に対する日本の指導・管理・保護の権利を承認する。2) 日本はインドにおけるイギリスの支配権確保を承認する。
- 3 「第2次日韓協約」(乙巳条約) により韓国は日本の保護国となった。これは、日露戦争前に韓国内での日本の行動に便宜を与えた「日韓議定書」(1904年2月)と、日本政府の推薦する日本人財政顧問と西洋人外交顧問を1名ずつ置くことを取り決めた「第1次日韓協約」(韓日議定書、1904年8月)の事実上の完結版であったと理解できる。
- 4 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第三冊 朝鮮編 第二分冊、1947、3。
- 5 総督府の頂点には、天皇の親任と任命を受けた陸海軍大將が、天皇に直属する存在として任命された。また、韓国内の治安維持という名目から「憲兵・警察制度」が強化され、その軍事的な警察力を指揮する「警務總監部」が総督の直属機関として置かれた。
- 6 「土地調査令」の主な内容はつぎのとおりであった。「第四条 土地ノ所有者ハ朝鮮総督ノ定ムル期限内ニ住所氏名又ハ所有地ノ名称及所在地目字番号四標等級地積結数ヲ臨時土地調査局ニ申告スヘシ 第五条 土地ノ所有者又ハ賃借人其他管理人ハ其ノ土地ノ四囲ノ疆界ニ標杭ヲ建テ地目及地番号並ヒニ民有地ニアリテハ所有者ノ氏名称国有地ニアリテ保管庁名ヲ之ニ記載スヘシ (中間省略) 第十五条 土地ノ所有者ノ権利ハ査定又ハ裁定ニ依リテ確定ス」山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』、岩波書店、2002、35。
- 7 「朝鮮林野調査令」(1918)の第三条を見ると、林野調査事業の要旨が明らかになる。「第三条 林野ノ所有者ハ道長官ノ定ムル期間内ニ氏名又ハ所有及地積ヲ府尹又ハ面長ニ申告スヘシ 国有林野ニ付朝鮮総督ノ定ムル縁故ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準シ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ縁故ヲモ申告スヘシ 前項ノ規定ニ依リ縁故者ナキ国有林ニ付テハ保管官庁総督ノ定ムル所ニ依リ第一項ニ規定スル事項ヲ府尹又ハ面長ニ申告スヘシ」山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』、41。
- 8 「新聞紙法」の主旨はつぎのとおりであった。「新聞紙ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ若ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムルトキハ其ノ発売頒布ヲ禁止シ又ハ発行ヲ停止或ハ禁止シ又國權ヲ紊乱シ或ハ國際交誼ヲ阻害スル事項ヲ掲載シタルモノハ發行人、編輯人、印刷人ヲ三年以下ノ役刑ニ處スル等ノ規定ヲ設ケ其ノ取締ヲ執行シタリシ爾來 …」朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治43年』、明治45年、119。
- 9 小沢有作「朝鮮における日本植民地教育の歴史」、旗田 巍 編『日本は朝鮮で何を教えたか』、あゆみ出版、1987、62。
- 10 「朝鮮教育令」(全30条、勅令第229号、明治44年8月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第304号、明治44年9月1日。この綱領はつぎのとおりである。「第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令に依ル 第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス 第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ 第四条 教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス 第五条

普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス 第六条 実業教育ハ農業、商業、工業ニ関スル知識技能ヲ授クルコトヲ目的トス 第七条 専門教育ハ高等ノ學術技術ヲ授クルコトヲ目的トス」

- 11 「布教規則」、府令第83号、大正4年8月16日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第911号、大正4年8月16日。また、平山 洋「朝鮮総督府の宗教政策」、源 了圓・玉懸博之 編『国家と宗教』、思文閣出版、1992、494-495 を参考にすること。
- 12 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治44年』、大正2年、53。
- 13 강위조 『일본통치하 한국의 종교와』、대한기독교서회、1987、68
[姜 渭祚『日本統治下 韓国の宗教と政治』、大韓基督教書会、1987、68]。
- 14 「寺刹令」、制令第7号、明治44年6月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第227号、明治44年6月3日。
- 15 김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、경인문화사、2003、44-45
[金淳碩『日帝時代朝鮮総督府の仏教政策と仏教界の対応』、景仁文化社、2003、44-45]。
- 16 戸村正博 編『神社問題とキリスト教』、新教出版社、1976、44-45、397-400。
- 17 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治44年』、大正2年、53。
- 18 김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、45-47。
- 19 「寺刹ヲ合併、移転又ハ廃止セントスル時ハ朝鮮総督ノ許可ヲ受クヘシ其ノ基址又ハ名称ヲ変更セントスルトキ亦同シ」
- 20 「寺刹ノ基址及伽藍ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ伝法、布教、法要執行及尼僧止住ノ目的以外ニ之ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス」
- 21 「寺刹ニ属スル土地、森林、建物、仏像、石仏、古文書、古書画其ノ他貴重品ハ朝鮮総督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ処分スルコトヲ得ス」
- 22 「本令ニ規定スルモノノ外寺刹ニ関シ必要ナル事項ハ朝鮮総督之ヲ定ム」
- 23 「寺刹令施行規則」、府令第84号、明治44年7月。また、韓 哲 曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』、未来社、1988、78-81 を参照すること。
- 24 「住持ヲ定ムル方法、住持ノ交替手続及其ノ任期中死亡其ノ他ノ事故ニ因リ欠員ヲ生シタル場合ニ於ケル寺務取扱方法ハ寺法中ニ之ヲ規定スヘシ」
- 25 「左ニ掲クル寺刹ノ住持ノ就職ニ付テハ朝鮮総督ニ申請シ認可ヲ受クヘシ …… 前項以外ノ寺刹ノ住持ノ就職ニ付テハ地方長官ニ申請シ認可ヲ受クヘシ」
- 26 「前条認可ノ申請書ニハ住持タルヘキ者ノ身分、年齢及修行履歴書ヲ添付スヘシ」(第三条)。「住持ノ任期ハ三年トス但シ任期満了ノ後再任スルコトヲ妨ケス」(第四条)。
- 27 「住持ノ犯罪其ノ他不正ノ行為アリタルトキ又ハ職務ヲ怠リタルトキハ其ノ就職ノ認可ヲ取消スコトヲ得」
- 28 この法令により、合計30の本寺(末寺の数、1447)が認可申請を行った。しかし、実際に認可されたのは、24の本寺(末寺の数、1252)であった。朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治45年、大正元年』、大正3年、52-53。
- 29 総督府は、京城(現、ソウル)に本寺を置かせなかった。このような事実からも、総督府の仏教政策の真意を間

- 接的に斟酌することができる。김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、48。
- 30 韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』、69-71；강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、73-75。
- 31 「儒林」とは、儒学を学ぶ人たちが彼らの社会を意味する。
- 32 강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、80-90。
- 33 同上。
- 34 19世紀後半に近代教育がなされるまでの韓国（李朝）では、伝統的に「成均館」、「四学」、「郷校」、「書堂」において儒教教育が行われていた。それらは段階的に繋がってはならず、おのおの独立した機関であった。「成均館」と「四学」は政府の直轄機関であり、「郷校」と「書堂」は私設機関であった。
- 35 「経学院規定」（全17条）、府令第73号、明治44年6月15日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第237号、明治44年6月15日。
- 36 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治44年』、大正2年、382-383；『朝鮮総督府施政年報 明治45年、大正元年』、大正3年、413-414；『朝鮮総督府施政年報 大正5年』、大正7年、278-279。
- 37 강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、90-91。
- 38 문정창『군국일본 조선강점 36년사 상』、백문당、1967、158
[文定昌『軍国日本 朝鮮強占三十六年史 上』、柏文堂、1967、158]。
- 39 「公立普通学校費用令」、制令第12号、明治44年10月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、明治44年10月28日。
- 40 「公立普通学校費用令施行規則」、府令第125号、明治44年10月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、明治44年10月28日。全26条からなるこの法令は、つぎの七つの章からなっている。1）総則、2）予算、3）収入、4）支出、5）決算、6）歳計過剩、定額繰越、払戻及戻入、過年度収入、7）財産。
- 41 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、名著出版、昭和47年、79。
- 42 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治45年、大正元年』、大正3年、416。しかし、『朝鮮総督府施政年報 大正5年』、大正7年、277には、「書堂」の数が「二万一千八百余」となっている。減少傾向にあったはずの「書堂」の数が増えているのは何故だろうか。その理由として、二つのことが考えられる。一つ目は、総督府が全国各地に存在していた「書堂」の数を完全に把握できなかったという見方である。もう一つは、「書堂」の増設とそこでの教育によって、祖国を総督府の植民地統治から解放しようとする抗日運動が盛んになったという見方である。いずれにせよ、「書堂」は、民衆と密接な関係にあったことが分かる。
- 43 同上。
- 44 「書堂規則」、府令第18号、大正7年2月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第1661号、大正7年2月21日。
- 45 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報 明治44年』、大正2年、76-77。
- 46 「宗教ノ宣布ニ関スル規則」、統監府令第45号、明治39年11月。韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』、76-77より引用。
- 47 土肥昭夫『日本プロテスタントキリスト教史』、新教出版社、1997、134。
- 48 同上。
- 49 朝鮮総督府『朝鮮の統治と基督教』、大正10年5月、6。

- 50 한국기독교역사연구소『한국 기독교의 역사 I』、기독교문사、1998、325
[韓国基督教歴史研究所『韓国キリスト教の歴史 I』、基督教文社、1998、325]。
- 51 「第2次日韓協約」(乙巳条約、1905年)により、多くの日本人が次官、書記官、事務官として韓国政府の各部局に採用されていた。例えば、「私立学校令」を発した学部の本庁においては「職員総数85人のうち、日本人が実に過半数の45人を占めるに至っていた。」阿部 洋 編著『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇) 総目次・解題・索引』、龍溪書舎、1991、171。
- 52 「私立学校令」(全17条)、勅令第62号、隆熙2年即明治41年8月、統監府『第二次韓国施政年報 明治41年』、明治43年、付録33-34。この第二条から、この法令を制定させた統監府の意図がうかがえる。「第二条 私立学校ヲ設立セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ学部大臣ノ認可ヲ受クヘシ 一 学校ノ目的、名称及位置 二 学則 三 校地及校舎ノ平面図 四 一箇年収支予算 五 維持方法但シ基本財産又ハ寄付金ニ対シテハ証憑書類ヲ添付スヘシ 六 設立者、学校長及教員ノ履歴書 七 教科書用図書名」
- 53 統監府時代にも、これに極めて類似した事例があった。それは、日本メソヂスト教会の教会堂が平壤に建築される際に、初代統監であった伊藤博文が一万円を寄付したことである。朝鮮総督府『朝鮮の統治と基督教』、6。
- 54 강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、28。
- 55 同上、28-29；한국기독교역사연구소『한국 기독교의 역사 I』、305。
- 56 F. A. 맥켄지、『한국의 독립운동』、일조각、1997、155
[F. A. マッケンジー『韓国の独立運動』、一潮閣、1997、155]。
- 57 これは1907年に安昌浩(アン・チャンホ)によって、全德基(ジョン・ドッキ)の尚洞派、尹致昊(ユン・チホ)のソウルYMCA、李昇薫(イ・スンフン)を中心とした西北地域の民族運動勢力が結集した愛国結社として結成された。のちに、安昌浩を中心とする「実力養成論者」と、李東輝(イ・ドンフィ)を中心とする「武力独立論者」に二分した。活動が進められるにつれ「武力独立論者」が主導したが、「105人事件」で過半数の会員の身分が明らかになり解散した。
- 58 安重根(アン・ジュンゲン)の従弟である。
- 59 강위조『일본통치하 한국의 종교와 정치』、33。
- 60 민경배『한국기독교회사』、연세대학교 출판부、1995、309
[閔 庚培『韓国基督教会史』、延世大学校出版部、1995、309]。
- 61 同上、311。
- 62 脚注10を参考にすること。
- 63 「私立学校規則」、府令第114号、明治44年10月20日、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」号外、明治44年10月20日。
- 64 「私立学校規則中改正」、府令第24号、大正4年3月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第789号、大正4年3月24日。
- 65 関屋貞三郎「私立学校規則改正の要旨」、『朝鮮彙報』、大正4年4月1日、24。
- 66 小松 緑「教育宗教分離を論じ朝鮮の教育制度に及ぶ」、『朝鮮彙報』、大正4年4月1日、14-22。

67 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』、1911—1919年によると、私立学校の全体数と教会運営の私立学校の数はずつぎのように変遷した。

年 度		1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
学 校 数	一般	1,307	904	829	808	752	668	587	502	468
	宗教	778	556	494	477	462	422	386	325	312
	計	2,085	1,470	1,323	1,285	1,214	1,090	973	827	780
宗教系学校比率(%)		37.3	38.5	37.3	37.1	38.1	38.7	39.7	39.3	40.0

윤선자 『일제의 종교정책과 천주교회』、경인문화사、2001、62-63

[尹 善子『日帝の宗教政策とカトリック教会』、景仁文化社、2001、62-63]より引用。

参考文献

I. 一次資料

阿部 洋 編著『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）総目次・解題・索引』、龍溪書舎、1991。

大蔵省管理局 『日本人の海外活動に関する歴史的調査』

姜 徳相（カン ドクサン）編『現代史資料25』、みすず書房、1972。

朝鮮総督府 『朝鮮彙報』

『朝鮮総督府官報』

『朝鮮総督府施政三十年史』

『朝鮮総督府施政年報』

『朝鮮の統治と基督教』

朝鮮総督府内務部学務局『朝鮮教育要覧』

II. 二次資料

1. 日本語

井上秀雄 編著『セミナー日韓関係史』、桜楓社、1969。

海野福寿『韓国併合』、岩波書店、1997。

呉 善花（オー ソンファ）『韓国併合への道』、文藝春秋、2001。

- 大野謙一 『朝鮮教育問題管見』、京城：朝鮮教育会、1936。
- 小森徳治 『明石元二郎 上』、大空社、1988。
- 川瀬貴也 「植民地期朝鮮における日本キリスト教の植民地伝道」、『思想史研究』第1号、日本思想史・思想論研究会、東京大学大学院総合文化研究科、2001。
- 姜 在彦 (カン ジェオン) 『朝鮮近代史』、平凡社、1986。
- 姜 萬吉 (カン マンギル) 『韓国近代史』、高麗書林、1986。
- 高崎宗司 『植民地朝鮮の日本人』、岩波書店、2002。
- 朝鮮史研究会 編『朝鮮の歴史』、三省堂、2000。
- 戸村正博編『神社問題とキリスト教』、新教出版社、1976。
- 土肥昭夫 『日本プロテスタントキリスト教史』、新教出版社、1997。
- 中塚 明 『近代日本と朝鮮』、三省堂、1977。
- 旗田 巍編『日本は朝鮮で何を教えたか』、あゆみ出版、1987。
- 韓 哲曦 (ハン ソッキ) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』、未来社、1988。
- 平山 洋 「朝鮮総督府の宗教政策」、源了圓・玉懸博之 編『国家と宗教』、思文閣出版、1992。
- 山辺健太郎『日韓併合小史』、岩波書店、1976。
- 『日本統治下の朝鮮』、岩波書店、2002。
- 渡部 学編『朝鮮近代史』、勁草書房、1968。

2. 韓国語

- 姜 渭祚 (カン ウィジョ) 『日本統治下 韓국의 宗教와 政治』、大韓基督教書会、1987。
- 国史編纂委員会 『韓国史 19』、大韓民国文教部国史編纂委員会、1989。
- 金 雲泰 (キム ウンテ) 『改訂版 日本帝国主義의 韓国統地』、博英社、1999。
- 김 순석 (キム スンソク) 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、景仁文化社、1999。
- 文 定昌 (ムン ジョンチャン) 『軍国日本朝鮮強占三十六年史 上』、柏文堂、1967。
- 朴 慶植 (パク ギョンシク) 『日本帝国主義의 朝鮮支配』、도서출판 행지、1986。
- 송 이랑 (ソン イラン) 『日帝의 韓国 植民地 統治方式』、세종출판사、1999。
- F.A. 맥켄지 (F.A. マッケンジー) 『한국의 독립운동』、일조각、1997。
- 윤 선자 (ユン ソンジャ) 『일제의 종교정책과 천주교회』、景仁文化社、2001。
- 이 만열 (イ マンヨル) 『한국기독교사특강』、성경읽기사、1999。
- 車 基璧 (チャ ギビョク) 編『日帝의 韓国植民統地』、정음사、1985。
- 한국기독교역사연구소 『한국 기독교의 역사 I』、기독교문사、1998。